

白糠町介護予防・生活支援サービス事業

目的 高齢者の介護予防と高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援をすること

利用できる方

- ① 「要支援認定1・2」を受けた方
- ② 基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」となった方

■訪問型サービス ～日常生活の手助け～

①訪問介護（ヘルパーの専門職）	②軽度生活援助事業（生活支援ヘルパー）
ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理など）中心の支援をおこないます。 *利用回数 週1～2回程度 地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。 *利用料金 月額制で、利用回数により異なります。	生活支援ヘルパーなどが訪問し、簡単な買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を利用者とともにを行います。 *利用回数 週1回、1回45分まで利用可能 *利用料金 45分まで120円



■通所型サービス ～通所介護施設で食事や入浴などのサービス～

①通所介護（介護福祉士等の専門職）	②生きがい活動通所事業（生活支援ヘルパー）
通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。送迎付きです。 *利用回数 週1～2回程度 地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。 *利用料金 月額制で、介護度により異なります。	通所施設（社会福祉協議会）で、食事のサービスやカラオケ・手工芸などの趣味、簡単な体操や参加者同士の交流などに参加できます。送迎付きです。 *利用回数 週1回 地域包括支援センターの作成するケアプランが必要 *利用料金 1回800円



③通所型短期集中予防サービス

運動器及び口腔器に関する講話や1人ずつ個別の運動を作成し、介護予防に取り組む教室です。基本的に3カ月間の教室です。

*場所 保健センター（必要時送迎あります） *利用料金 無料



■その他の生活支援サービス

①配食サービス事業

高齢者世帯等で、調理が困難で他に調理・買物をする人がいない人に対し、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、高齢者の安否確認を行ないます。また、もしもの時には緊急時の通報などの対応を行ないます。申請時、健康状態や食に関する状況などを調査します。

*利用回数 最大週7回まで（昼食か夕食のうちの1食/日） *利用料金 1食450円



②声かけ訪問サービス事業

高齢者世帯等で、定期的な訪問による見守りや安否確認が必要な人に対し、専任の声かけ訪問員が訪問し、高齢者の安否確認を行ないます。また、もしもの時には緊急時の通報などの対応を行ないます。

*利用回数 週1～2回程度 *利用料金 無料

